

過疎集落の現状と今後の取り組みについて

～ 中山間地域の過疎集落で一定の収入を得ながら、安心して住み続けることができる仕組みづくり～



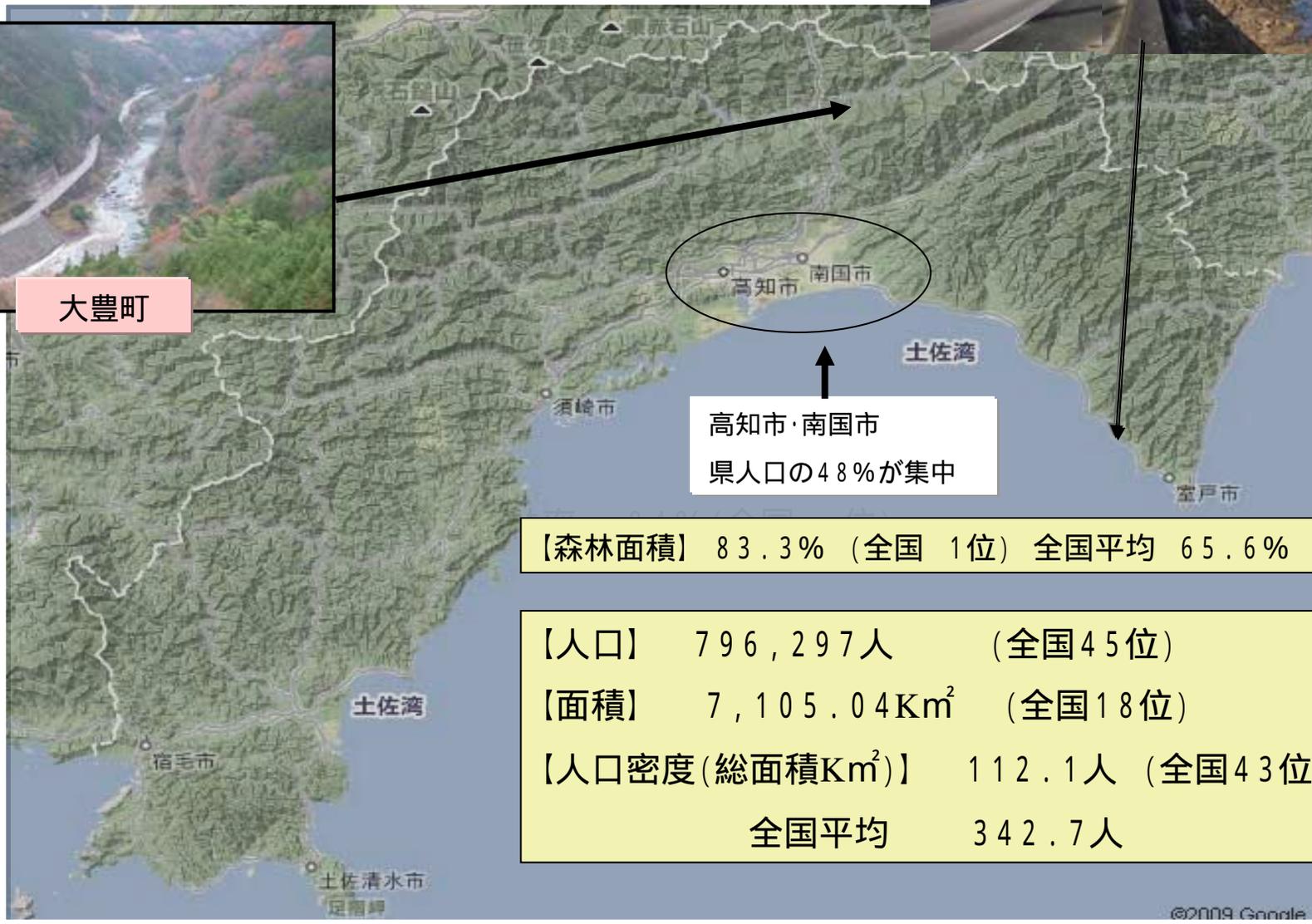
発表の骨子

1. 過疎集落の現状と課題
2. 課題解決に向けた本県の取り組み
3. 今後の過疎集落の対策
4. まとめ



1. 過疎集落の現状と課題

高知県の特徴



【森林面積】 83.3% (全国 1位) 全国平均 65.6%

【人口】 796,297人 (全国45位)

【面積】 7,105.04Km² (全国18位)

【人口密度(総面積Km²)】 112.1人 (全国43位)

全国平均 342.7人

中山間地域の状況

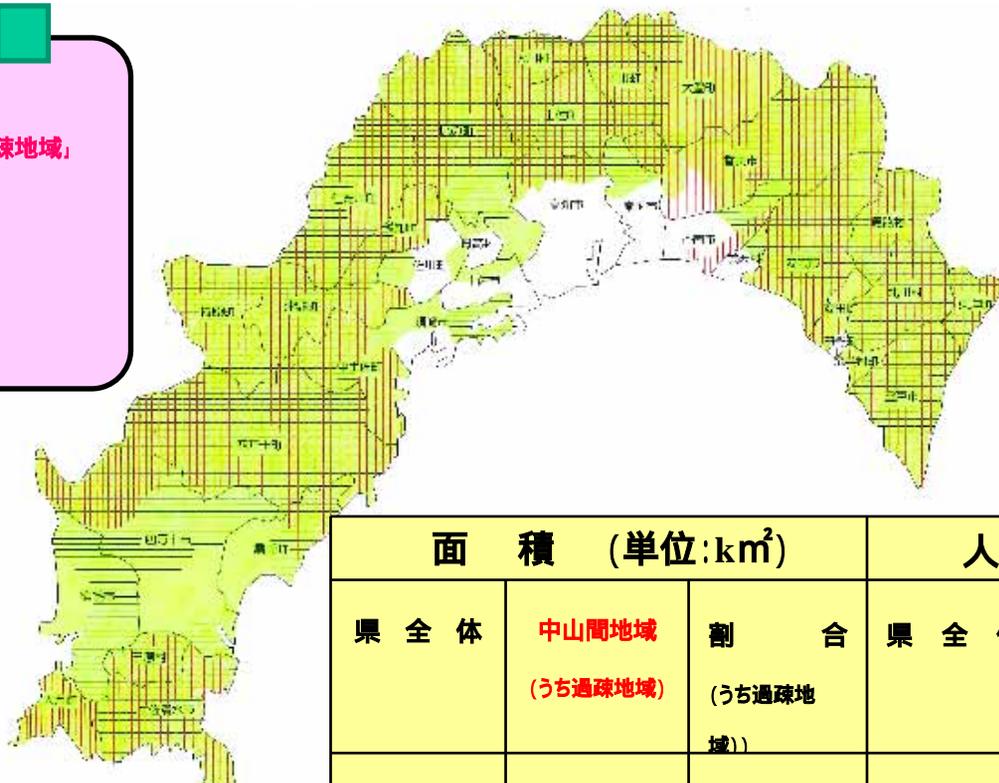
昨年1月の春野町と高知市の合併により、県内の34市町村のすべてが中山間地域を含む市町村になった。(11市17町6村)

高知県の中央部を除くほとんどの地域が中山間地域

中山間地域とは

地域振興5法の対象地域

- ・過疎地域自立促進特別措置法による「過疎地域」
- ・特定農山村法による「特定農山村地域」
- ・山村振興法による「振興山村地域」
- ・半島振興法による「半島地域」
- ・離島振興法による「離島地域」



面積 (単位:km ²)			人口 (単位:人)		
県全体	中山間地域 (うち過疎地域)	割合 (うち過疎地域)	県全体	中山間地域 (うち過疎地域)	割合 (うち過疎地域)
7,105	6,546 (5,408)	92.1% (76.1%)	796,292	317,359 (200,945)	39.8% (25.2%)

資料:高知県の集落調査(平成19年)

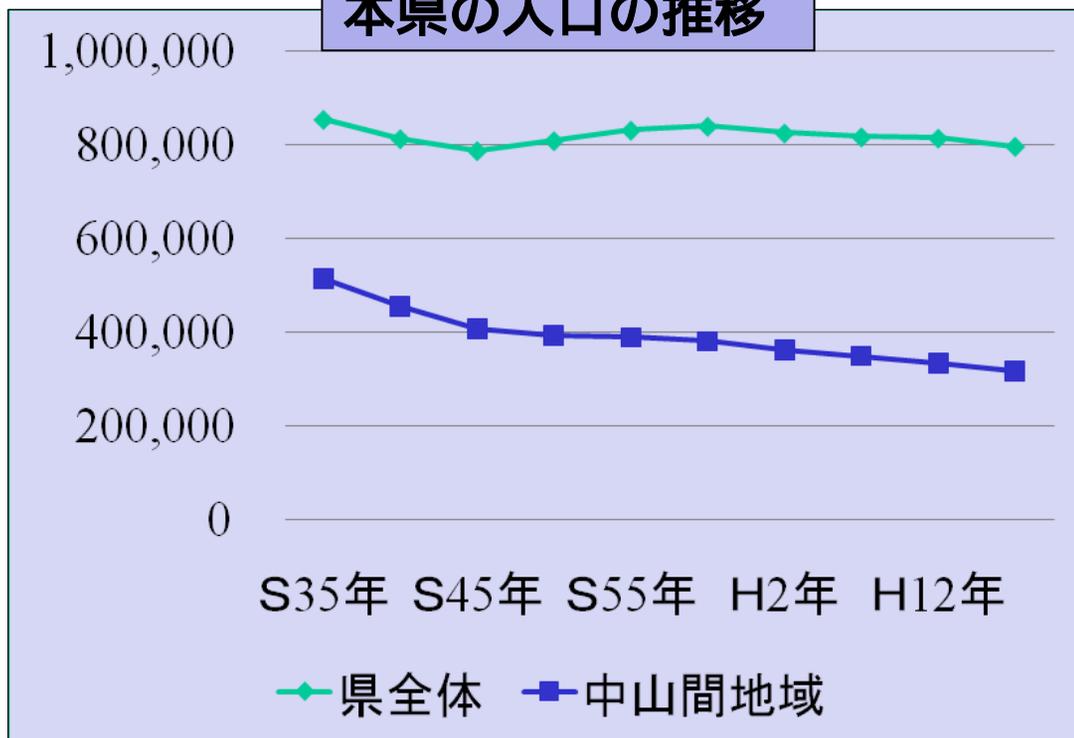
中山間地域を取り巻く環境

「人口減少」と「高齢化の進展」

本県は、全国と比較して、**人口減少で15年、高齢化で10年先行している。**
特に、山間部をはじめとする過疎地域での人口の減少と高齢化の進展が著しい。

人口の減少

本県の人口の推移



人口の比較

	【昭和35年】	【平成17年】
県全体 (人)	854,595	796,292
中山間地域 (人)	513,869	317,359
割合 (%)	60.1%	39.8%
中山間地域うち 過疎地域 (人)	378,271 (44%)	200,945 (25%)

<人口の減少率が高い市町村>

大川村	(86.9%)
北川村	(75.4%)
旧物部村	(75.3%)
大豊町	(69.9%)
馬路村	(65.8%)

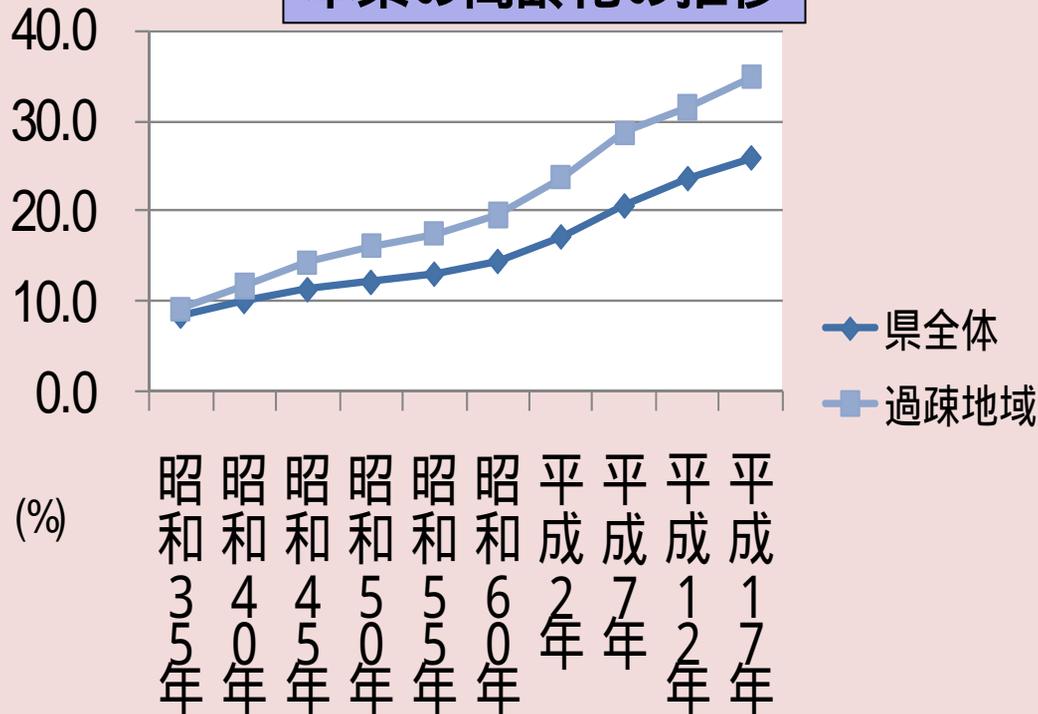
資料: 国勢調査 (昭和35年 ~ 平成17年)

高齢化の進展

- ・本県の高齢化は、早いスピードで進行しており、過疎地域では特に顕著な状況。
(昭和35年に8.1%であった高齢化率は、平成17年には、25.9%まで上昇)

【高齢化率】 本県 25.9% (全国3位) 全国平均 20.1%

本県の高齢化の推移



高齢化率の比較

	【昭和35年】	【平成17年】	
県全体	8.1%	25.9%	(17.8ポイント増)
過疎地域	8.5%	34.8%	(25.6ポイント増)

< 高齢化の割合の高い市町村 >

	昭和35年	平成17年
旧池川町	(12.0%)	(51.0%)
大豊町	(9.7%)	(50.8%)
旧物部村	(10.2%)	(48.0%)
旧吾川村	(10.4%)	(46.7%)
大川村	(5.3%)	(43.2%)

資料: 国勢調査(昭和35年~平成17年)

中山間地域の過疎集落の課題

今、人口減少と高齢化の進展で、過疎集落が、どのような状況になっているか。

(1) 個人の生活の維持が困難

人口の減少、高齢化が引き起こす環境変化により、住民生活が脅かされている。

課 題

地域の商店の消滅、公共交通の撤退などによる生活環境の悪化
施設の老朽化や水源の枯渇などにより、「水源」の確保が困難
病院、診療所の廃止により、地域の医師不足が深刻化

地域で安定した生活が困難となりつつあり、人が住めない環境に拍車がかかる

中山間地域の集落の課題の実例

移動手段の確保

民間事業者等で、集会所など集落内の移動や通院や生活物資の購入の際の移動が困難



コミュニティーバスの運行



生活物資の確保

集落内の商店の消滅により生活に必要な物資を確保することが困難



民間事業者の移動販売を利用する高齢者



「命の水(生活用水)」の確保

水道施設の老朽化、水源の枯渇などで、生活用水、いわゆる「命の水」の確保が困難



高齢化で手入れが行き届かなかった貯水槽



(2) 集落機能の維持が困難

集落の戸数が年々、減少しており、小規模集落が増加した結果、集落機能の維持が困難になっている。

世帯規模別の集落の状況

区 分	集落総数	9世帯以下	10～19世帯	20～49世帯	50～99世帯	100～299世帯	300世帯以上
高知県【人】	2,360	191	366	808	545	365	85
(県構成比【%】)	100.0	8.1	15.5	34.2	23.1	15.5	3.6
中山間地域【人】	1,864	185	341	651	381	252	54
(中山間構成比【%】)	100.0	9.9	18.3	34.9	20.4	13.5	2.9

9世帯以下集落	191集落	(うち中山間地域	185集落	86.3%)
10～19世帯集落	366集落	(うち中山間地域	341集落	93.2%)
計	557集落	(うち中山間地域	526集落	94.4%)

その結果

- ・草刈、農作業等の集落の共同作業ができない
- ・水源管理などの生活機能が維持できない
- ・冠婚葬祭などの支え合い活動ができない
- ・神事や地域の伝統文化が継承できない

集落の消滅

- ・H18年に国土交通省が実施した市町村へのアンケート調査では、消滅する可能性の集落は、195集落となっている。(四国全体で494集落 割合7.5%で全国で最も高い状況)



(3) 農地・山林の荒廃

経営者の高齢化や担い手不足、不在村地主の増加などにより、農地や山林の荒廃が一層進んでいる。

高齢化の進展

・農業経営者の平均年齢 62.9歳

・林業就労者の平均年齢 54.5歳

担い手不足

・農家人口	193,433人	(昭和60年)	108,116人	(平成17年)	85,317人	減
・農家数	49,715戸	(昭和60年)	32,517戸	(平成17年)	17,198戸	減
・林家数	48,490戸	(昭和55年)	6,014戸	(平成17年)	42,476戸	減

国土資源の荒廃

・経営面積の減少、耕作放棄地の増加

(遊休農地・・・ 3,626ha(H12) 3,810ha(H17))

・山林の荒廃

(不在村割合・・・12%(S55) 24%(H17))

将来

このまま荒廃が進むと

国土の保全機能が維持できない(水源が確保できない。食糧が供給できない。)
保水力の低下による渇水、大型の水害の増加
自然環境の悪化など

が懸念される。



2. 課題解決に向けた本県の取り組み

地域支援企画員制度の概要

市町村と連携しながら、実際に地域に入って、住民の皆様と同じ目線で考え、住民の皆様とともに活動することを基本に、地域の自立につながるよう、それぞれの地域の実情や住民ニーズなどに応じた支援を展開する。(平成15年度からスタート)

土木や農業といった部門ごとに配置された県の出先機関に属さない職員で、縦割りの組織に縛られず、自主的に活動しています。(2~3人 市町村に駐在)

役割

1. 地域住民の主体的な活動に対するアドバイス
2. 先進的な事例の情報提供
3. 人と人をつなぐ
4. 行政とのパイプ役など

地域との「対話と実行」の推移、地域に根ざした活動

(地域の知恵や情報を繋ぐ、地域県政のスピーディーな実行)

【平成15年度】	地域の元気応援団長 7名
【平成16年度】	上記7名を総括とし、総勢50名を配置(21チーム、25ヶ所)
【平成17年度~】	総括12名を含む、総勢60名を配置(21チーム、30ヶ所)

活動内容

地域づくり支援

住民主体による地域の元気づくり活動や活性化支援
地域の支え合いの仕組みづくり支援

県の政策の推進

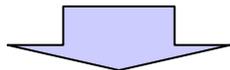
産業振興計画（地域アクションプラン）の推進
中山間地域の総合対策に向けた施策や事業の推進（産業をつくる、生活を守る）
その他、地域振興にかかる施策の推進

成 果

地域における住民主導の活動が活発になった。
県と市町村、住民の間の距離が縮まった。（市町村、住民の満足度が高まった）
県の政策に、市町村や地域（現場）の声を生かせるようになった。
県庁職員の人材育成に繋がった。（意識改革、現場主義の徹底）

今後の課題

農業振興センターなど出先機関等との連携体制の強化。
地域活動への関わりの度合い。どれくらい関わってくか。
地域活動の主体となる住民や市町村へのバトンタッチのタイミング



次のステップへ移行する必要性がある。

中山間総合対策本部の取り組み

目的

各部局が横断的に連携することにより、実効ある中山間地域の総合的な対策を行う。**（山村農林業振興対策本部（昭和52年設置）を改組し、平成7年に設置。**
本部会…年に2～3回の開催 推進チーム 随時活動

役割

- (1) 中山間対策に関する総合的な調整・推進
- (2) 中山間対策に関する重要課題にかかる検討
- (3) その他、中山間地域の再生のために必要な事項

組織構成

本部長…副知事

副本部長…政策企画部長、農業振興部長

本部長…政策企画部副部長、農業振興部副部長、健康福祉部副部長、商工労働部副部長、
森林部副部長、海洋部副部長、教育次長、その他、必要に応じて他部局副部長、
次長に参画を求める)

幹事会…本部会を補佐(各関連部局の主管課長、地域づくり支援課長)

中山間地域の総合対策の柱(平成20年12月改正)

産業をつくる

目標：中山間地域で一定の所得を得て生活するための産業づくり

一次産業の再生

従来の発想ではない新たな視点での一次産業の再生
(個人経営から集約化への転換)

有望品目を産地化する「こうち型集落営農」の推進
新生産システムをはじめとした木材供給体制の確立
森林環境の保全・整備
漁協の体質強化(県1漁協の体制づくり)

地域に根ざした産業の振興

地域が一体となった新たな産業の仕組みづくり

地域経営としての新たなビジネス展開
中山間地域の特徴や資源を活かした産業づくり
産業活動に取り組む人づくり

産業振興のための基盤整備

産業づくりを側面から支えるための基盤づくり

地域間の交流を促進するための道路網の整備
事業者等を支援するための情報通信網の整備
その他、産業づくりに必要な環境づくり

中山間地域で一定の収入を得ながら、安心して住み続けることができる仕組みづくり

生活を守る

目標：地域で生活する高齢者等が安心して暮らしていくことができる環境づくり

住民の暮らしを守る

高齢者等の日常生活を支えるための仕組みづくり

物資購入のための移動販売のシステムづくり
買物、通院等、地域の足となる移動手段の確保
生活に必要な水源の維持・確保
地域の特徴を生かした高齢者、障害者等の福祉サービスの仕組みづくり
命を守るための医療体制の確保

住民力で集落を守る

みんなで集落を支え合える仕組みづくり

地域で進める安心・安全の仕組みづくり
(防犯・消防、福祉・健康、防災の支え合い)
文化継承や共同作業などコミュニティ活動の維持、再生
鳥獣被害対策への対応

住民が一体となって集落を元気にする

集落の活性化につながる仕組みづくり

産業づくりに繋げるための地域密着型の小さなビジネスの発掘、育成
都市部との交流によるファンづくり、移住の推進

生活環境施設の整備

住民生活を守り、支えるため生活環境の整備

住民生活を守るための道路網の整備
住民生活を支えるための地デジ対策等、情報通信の整備
住民の命を守るための防災基盤の整備
その他、住民の利便性を向上させるための下水道施設など、
基盤施設の整備

3. 今後の過疎集落の対策

生活を維持するために必要なサービスの確保

地域支援企画員の日々の活動などを通じて過疎集落の実態について聞き取り調査

日頃、困っていること

日々の食料など、生活に必要な物資の確保が困難になっている。
高齢化、水源の枯渇により、「命の水源」を確保することが困難になっている。
病院、お店、役場など公共施設など移動手段の確保が困難になっている。
介護サービスを含めた医療、福祉サービスを受けることが困難になっている。など

「過疎集落の高齢者等が安心して生活し続けることができる環境づくり」が大きな課題

ギャップ

しかしながら

過疎集落のニーズが、複雑化、多様化しており、すべての要求を満たすことができない。
県、市町村の人員削減、財政縮減により、従来のような行政サービスが維持できない
(行政主導の集落対策の限界)

新たな行政サービスの担い手

地域主導による新たな仕組みづくりが必要
(それぞれの地域の実状にあった持続可能な仕組みづくり)

そのためには、

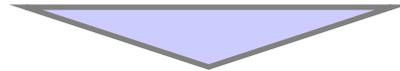
住民や民間など、住民力を生かした「地域支え合いの仕組みづくり」が必要

(地域の支え合いの形態)

集落の住民同士による助け合いの仕組みづくり

近隣の集落による連携、協力の仕組み

NPO、企業、大学等の民間との連携による仕組みづくり



それぞれの地域の実情にあった手法による、持続可能な仕組みづくり



行政(国、都道府県、市町村)が、地域住民の「地域の支え合いの仕組みづくり」をバックアップ (アドバイス、情報提供、橋渡しなどの支援)

・財政支援 ……助成制度、融資制度

・人的な支援 ……各種アドバイザー派遣制度、地域支援企画員制度(本県)、
集落支援員(総務省)、

地域住民による「地域の支え合い」の取り組みの事例

移動販売の仕組みづくり:住民グループ「せいらん」(高知県津野町船戸地区)

四万十川の源流域に位置する津野町船戸地区(9集落。人口581名)では、過疎化と高齢化の進展に伴い、買物や食事の支度など、日常生活に支障をきたしている在宅高齢者への対応が課題。このため、地域の住民グループ「せいらん」は、地域に出向き、高齢者などに弁当、惣菜、日用品等を販売する「移動販売・宅配サービス」を平成18年の1月からスタート。商品販売の傍ら、高齢者の生活面でのサポートや励まし、安否確認を行うなど、地域での助け合い活動を実践。



住民グループ「せいらん」の代表メンバー



移動販売車が到着すると、あちら、こちらから人が集まってくる。



体が不自由な高齢者などには、直接、戸口まで行き、「声かけ」や「励まし」



今や、地域の高齢者にとって商品選びは楽しみの一つになっている。

人員体制:スタッフ 8名。[40代~60代の地域在住の女性]。
(1回 2~3名の交替制で生産、販売を実施)

販売対象:船戸地区の高齢者など生活弱者が中心。

[利用者数 約150名]

販売方法:【頻度】 各集落 週1~2回程度

【時間帯】 11時~13時

販売物品:弁当[500円]、惣菜[販売単価1パック50円~200円]、菓子、日用雑貨、豆腐

売上げ:1回平均 15,000~17,000円(当初8,000円程度)



からあげ 150円



五目ずし 200円



きんぴらごぼう 50円



ポテトサラダ 100円

移動販売、移動サービス等の効率的、効果的なサービス提供の仕組み

県として仕組みづくりを支援

集落の住民同士による助け合いによる取り組み
近隣の集落による連携、協力による取り組み

これまで取り組みの結果

- ・すべての集落で、こうした仕組みが作れない。
- ・集落単位や、複数集落の単位では、効率的でない。採算が合わない。

ポイント

- ・より広域的な取り組みの必要性(市町村単位、或いは広域行政単位)
より効果的な、効率的な運営が可能となる
- ・NPOや企業等の民間活力の導入による仕組み
地域の住民だけでは、ノウハウが不足。資金が不足。マンパワーが不足

広域市町村、民間・NPO、地域住民の大同団結による運営組織の構築が不可欠

仕組みづくりに向けての県や国の支援体制の構築が必要

地域の取り組みを後押しするための措置

(1) 必要な支援制度

提案1: 簡易な給水施設の整備にかかる補助事業の創設

生活用水の実態

- ・本県の中山間地域では険しい山間に住家が点在。
- ・個々、或いは集落単位で、谷水を引き込み、自己責任で飲料水や生活用水に利用。

住民が直面する課題

通年の湯水傾向や山の保水力の低下などで、水量が減ったり、水枯れする水源が多い。
長年の使用による老朽化や、高齢化による水源等の維持管理が困難。

市町村の抱える課題

水道法の水質基準を満たす簡易水道などの水道施設を整備するには、多額の経費を要する。
広い範囲に点在してことや地形等から投資効率も悪く、水道事業として、行政で管理する上での効率が悪い。

対応策

助成制度の創設

水道法の基準や水道事業(簡易水道等施設整備費国庫補助金)とは切り離し、**地域の高齢者の生活を守る**といった視点で、それぞれの地域の実情にあった、**「個人や集落で管理する簡易な水道施設の整備」**に対する助成制度の創設が必要。

簡易な水道施設の整備

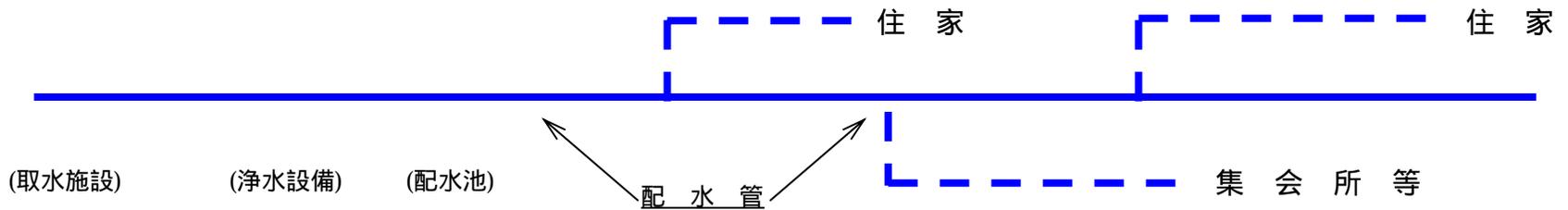
険しい山間部に集落が点在



急峻な地形の中に家屋が点在



簡易な給水施設整備の一例



凡例

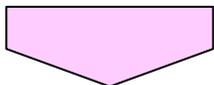
取水施設 (堰・井戸等) 浄水設備 (ろ過、滅菌装置) 配水池 (配水タンク) 配水管 (PE管、送水ポンプ等)

簡易な給水施設により生活用水を確保する事例

【取水施設】



石積による堰止(安定取水不可)



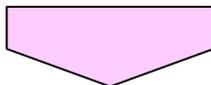
コンクリート堰の整備事例



【浄水施設】



金網によるろ過施設
(ろか効果無し)



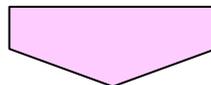
ろ過・滅菌装置の整備事例



【配水施設】



ドラム缶に貯水
(非衛生、容量不足)



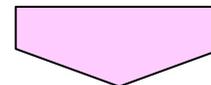
FRP製の貯水タンクによる
整備事例



【配水管】



塩化ビニル管の使用
(耐久性劣る)



PE管による整備事例
(耐久性改善)



施行前

施行後

提案2: 集落や地域団体等による移送サービス活動への支援

現 状

人口の減少による過疎地域からの民間バス事業者の撤退

過疎化の進展

バス利用者の減少

収益悪化

減便・撤退

交通空白地域

悪循環

課 題

- ・地域の足が確保できない。(医療機関に通えない。買物に行けない)
- ・日常生活に必要な施設や行政機関などの統合により、相当な移動距離が必要(費用と時間がかかる)

公共交通だけでなく、地域の実情に応じた新たな交通システムが必要

支援措置

規制緩和

- ・集落や自治会等法人格を有しない団体などの有償運送が認められていない。(道路運送法の改正)
- ・農協、商工会等地域の団体やNPO法人が実施する場合の運営協議会の同意が必要。(道路運送法の改正)

支援制度

- ・有償ボランティアサービスの活動(車両購入、運営費用など)への支援制度の充実

提案3：中山間地域の介護保険サービス事業を維持できる仕組みづくり

現状

高知県の多くを占める中山間地域では、訪問に多くの時間を要し採算が合わないため、特に通所系、訪問系のサービスへの事業者参入が進んでおらず、市町村社会福祉協議会が赤字を出しながら介護サービスを提供している実態にある。



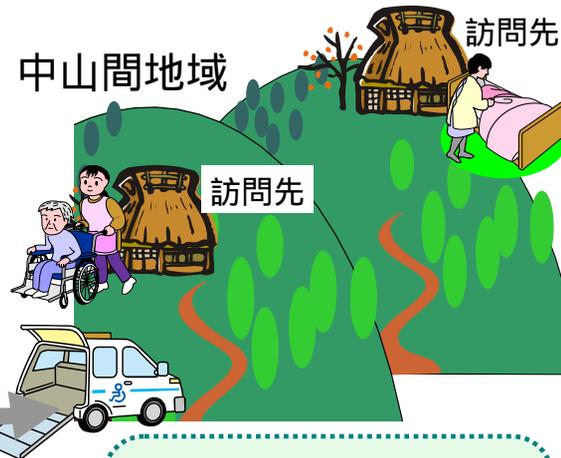
山間に集落が点在

訪問START



事業所

早急な対応が必要



- ・訪問先が広範囲に点在
- ・急峻で道幅が狭いなど道路事情が悪く、移動に多大な時間を要する

平成18年度に介護サービス事業を実施した県内28市町村社会福祉協議会中、14社協が赤字

新たな支援制度の提案

中山間地域の市町村社会福祉協議会等が介護事業を継続できるよう、次のような支援措置を講じること。

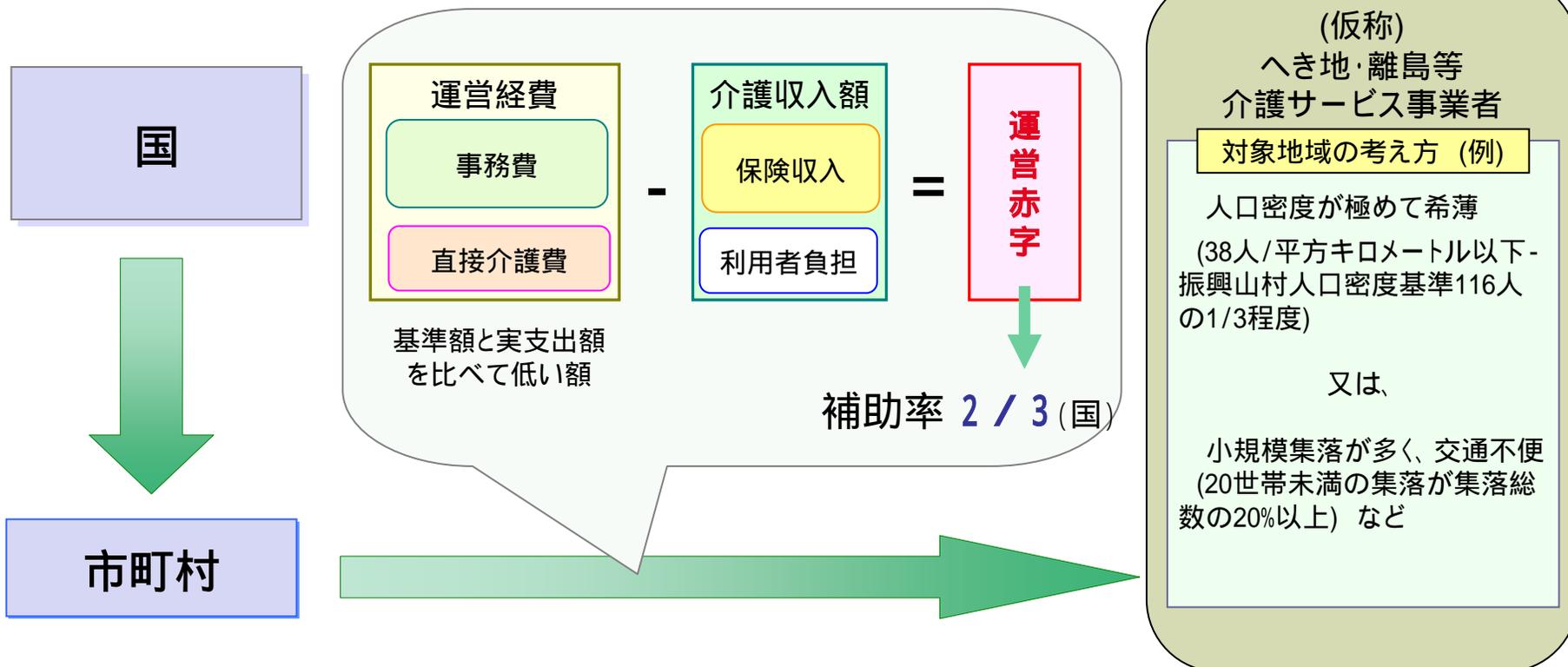
へき地診療所に対する赤字補填補助と同様の補助制度を創設すること。

介護報酬の特別地域加算を大幅に引き上げるとともに、利用者の負担が増加しないよう、当該加算にかかる費用は全額公費負担とすること。

へき地・離島等介護サービス事業者に対する運営費補助制度(仮称)の概要

目的

道路事情や小集落の点在により、介護サービス事業の効率的な運営が困難で、民間事業者の参入が進まない山村、離島等の住民の介護を確保するため、当該地域の介護サービス事業者として地域住民に対する介護サービスの提供を担当している事業者の運営事業に要する経費に対して補助するもの。



提案4：行政サービスを補完する新たな地域運営の仕組みづくり支援

現状・課題

過疎集落では、人口減少や高齢化により、共同作業や冠婚葬祭などのコミュニティー活動が維持できない。
市町村合併や財政状況の悪化により、行政が、これまでと同等の住民サービスが提供できない。

・高齢者が多い過疎集落では、自力で集落を維持・再生していくことが困難

・行政の力だけでも、課題を解決することが困難

民間活力を生かしながら、地域の実情にあった形で、行政サービスを補完する仕組みが必要

地域の住民や団体のほか、NPO法人、大学、企業、移住希望者や集落のファンなどの連携による新たな集落運営の仕組み。 行政サービスを提供できる自治組織等の設立

新たな地域の支え合いの仕組みづくり、拠点づくり

支援措置

対 策

- ・組織づくりや仕組みづくりに対するハード、ソフト両面からの支援制度の創設
- ・外部の人材導入や人材育成など「人」に関する経費への支援制度の創設

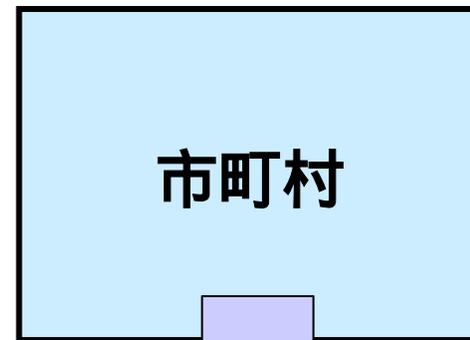
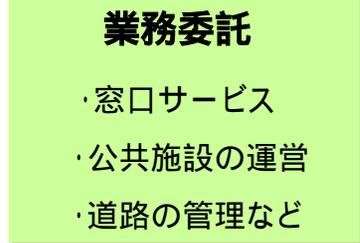
規制緩和

- ・行政に「新たな公」として、自治組織等が行政サービスを補完を行えるような特例措置

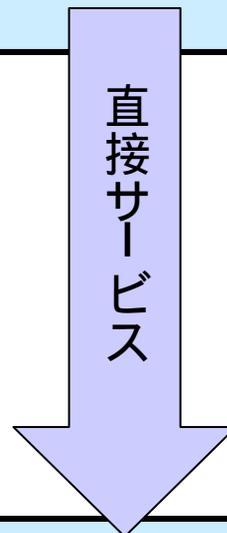
新たな地域運営の仕組みのイメージ

体制づくり、仕組みづくりへの支援措置

規制緩和



- ・福祉
- ・教育
- ・産業
- ・基盤設備
- ・環境



(2) 必要なハード支援

方針；「ハード先行の支援」 「ソフト、ハードが一体となった効果的な支援」

提案1：ソフト事業の取り組みを補完する道路基盤づくり

地域再生基盤強化交付金(道整備交付金)の市町村道メニューの追加

(移動販売、移動サービス、集落連携、自治組織運営などの仕組みづくりを支える基盤整備)

回転広場、待避所を兼ねた広場

緊急用のミニヘリポート設置

エコ型(太陽電池)道路照明の設置

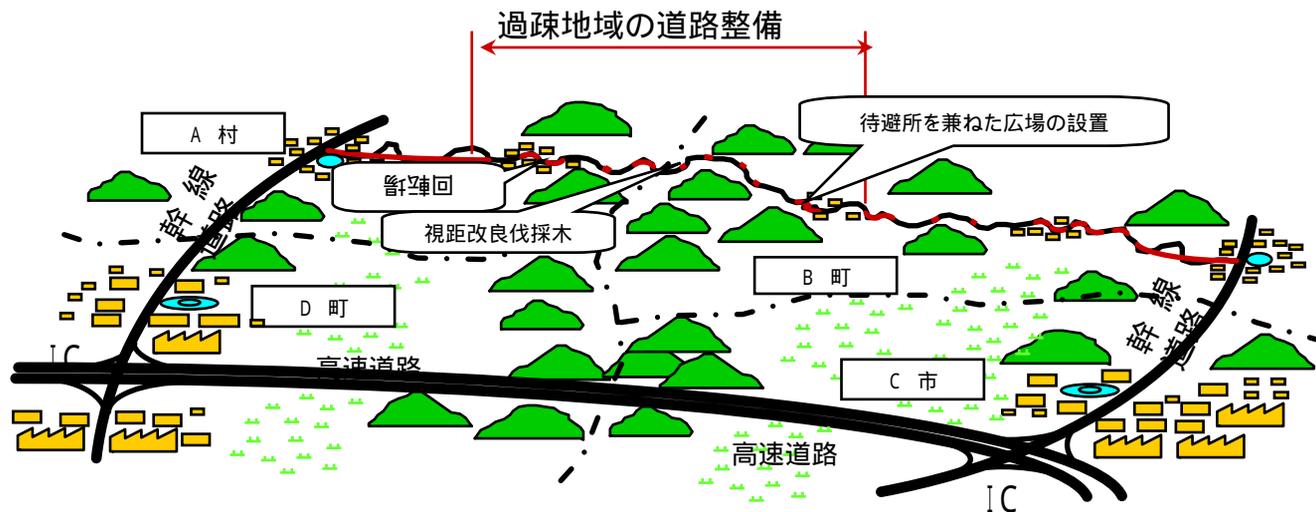
支障木の伐採(視距改良)

昇降施設の設置(ロープウェイ、モノレールなど)

里道の整備(手すり付き)

地域再生基盤強化交付金(道整備交付金)の県道版の創設

地域の実情にあった道路規格(過疎地区用の創設)：道路幅員 $W = 4.0\text{m}$ 以下の車道



回転広場

- ・緊急救急車両等の回転場
- ・移動販売車、送迎バス等



イメージ

待避所を兼ねた広場

- ・緊急車両の駐車帯(消防車等)
- ・冠婚葬祭時の駐車帯



視距改良

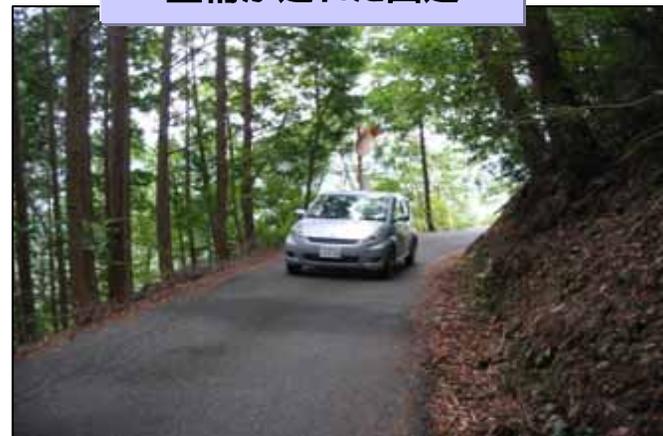


過疎地区用の創設)

W = 4.0m以下の車道



整備が遅れた国道



提案2：命を守り、生活を支える情報基盤整備の充実

大量の情報をやり取りを可能とするブロードバンドサービスは、都市部とのギャップを埋める手段、生活を支えるためのサービスの提供、自治組織の運営や、地域交流や移住促進のための情報発信、産業振興の条件を整えるラジオや携帯電話の不感地帯が多い山間地では、災害時に命を守る手段となりうるなど、重要なインフラ。

中山間地域では、採算面から民間による整備が進まない。
市町村主導で整備せざるを得ないが、こういった中山間地域の自治体は財政基盤が脆弱であり、更に財政を圧迫することになる。

市町村単独での整備は困難で、情報基盤の整備が進まない。

区 分	全国平均	高知県
ブロードバンド整備率	95.7%	86.3%
ブロードバンド・ゼロ市町村	20自治体	3村(馬路、大川、三原)
超高速ブロードバンド(FTTH)	85.3%	53.7%

全国20市町村

支援措置

市町村の負担軽減のため、補助事業の補助率の拡大
運営経費について、特別交付税に算入するなど、必要な財政措置

条件不利地域におけるブロードバンド整備に関する総務省試算

- ・FTTH(1世帯当たり約80万円)、CATV(1世帯あたり約60万円)
- ・約42,000世帯に対応するには252億円～336億円の初期投資(毎年のランニングコストは15%程度と想定)

提案3：中山間地域の過疎集落に生きる高齢者を災害から守るための対策

(1) 豪雨や地震時の土砂災害から高齢者を守る対策が急務

・土砂災害の危険が特に高く、少子高齢化や過疎化の進展が著しい中山間地における「安全・安心」の確保には、砂防事業等の採択基準の緩和が急務。

課題：既存の補助事業制度では、過疎集落の保全が十分でない。

■砂防関連事業(砂防、地すべり、急傾斜地対策)の採択基準の緩和

家屋が点在する中山間地域において、急傾斜地崩壊対策事業の採択基準のうち、対象戸数の引き下げ

特に、少子高齢化が進展した中山間地域において、急傾斜地崩壊対策事業の高齢者（＝災害時要援護者）に対する受益者負担金の減免措置

既存制度の条件の緩和



対象戸数が補助採択基準に合わず、補助事業による対策が困難

(2) 豪雨や地震時の土砂災害から身を守るため早期避難体制の確立

土砂災害危険箇所が多くハード対策が追いつかない中山間地においては、危険箇所の周知や警戒避難体制の整備といった「最低限の対策」を進めることが急務

→ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を早急に行う必要がある。

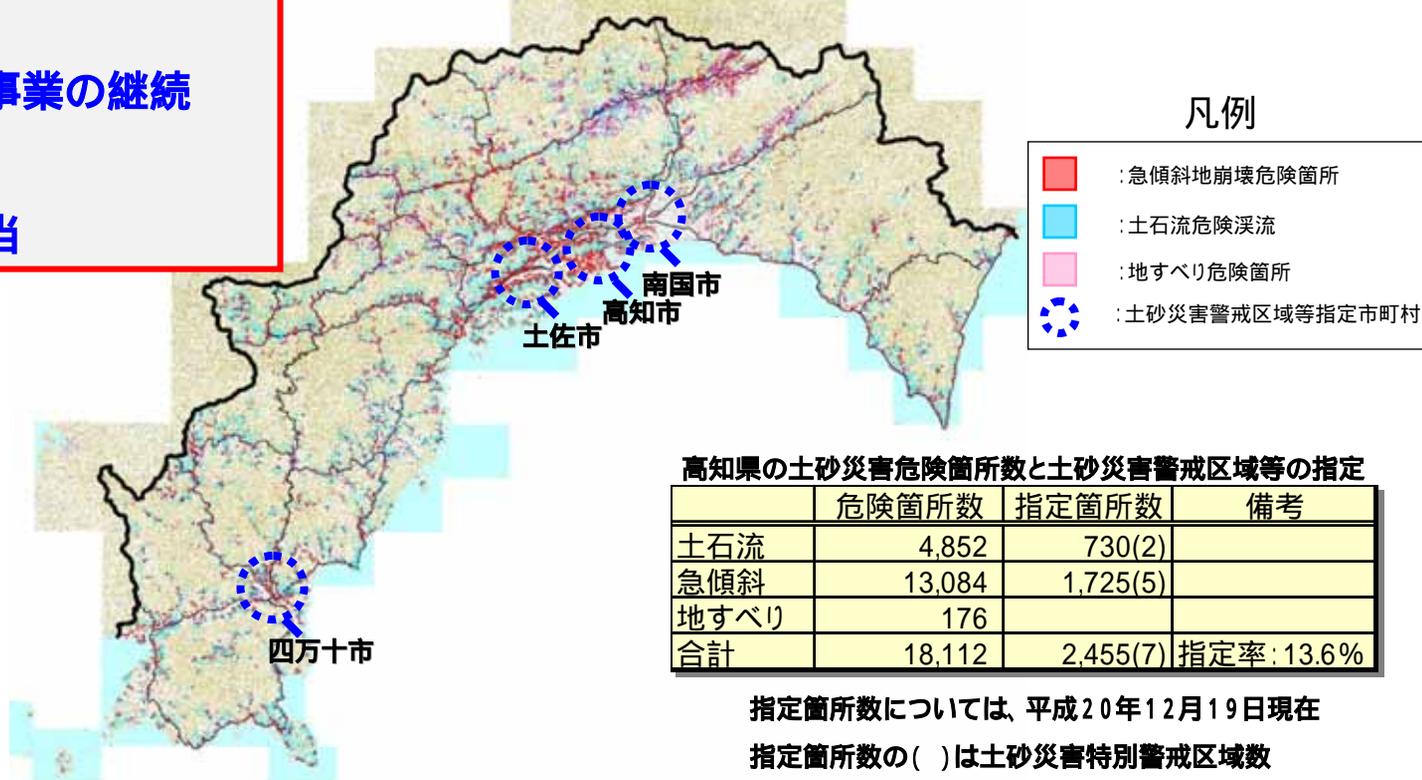
【現状】 高知県には、危険箇所が18,112箇所と多く県内全域に点在しており、現在の土砂災害警戒区域の指定は13.6%程度。中山間地における指定は殆ど進んでいない。

【課題】 基礎調査費の県負担割合が多く、しかも起債対象でないため、指定が進まない。

【提案】

- ・基礎調査費の補助事業の継続
- ・補助率の引き上げ
- ・裏負担への起債充当

【土砂災害危険箇所の分布状況】



(3) その他の支援措置等

集落支援のための各省庁、県、市町村との連携・推進組織の確立

集落支援にかかる省庁間の横断的な政策連携
行政（国、都道府県、市町村）間の連携、役割等の調整
施策や支援制度など、情報の共有方法や伝達のシステムづくり

「お金による支援」だけでなく、「人による支援」の充実

国職員を市町村などへ長期派遣ができる制度の設立（人材育成研修も兼ねる）
集落対策のための人材導入に必要な経費にかかる支援措置の充実

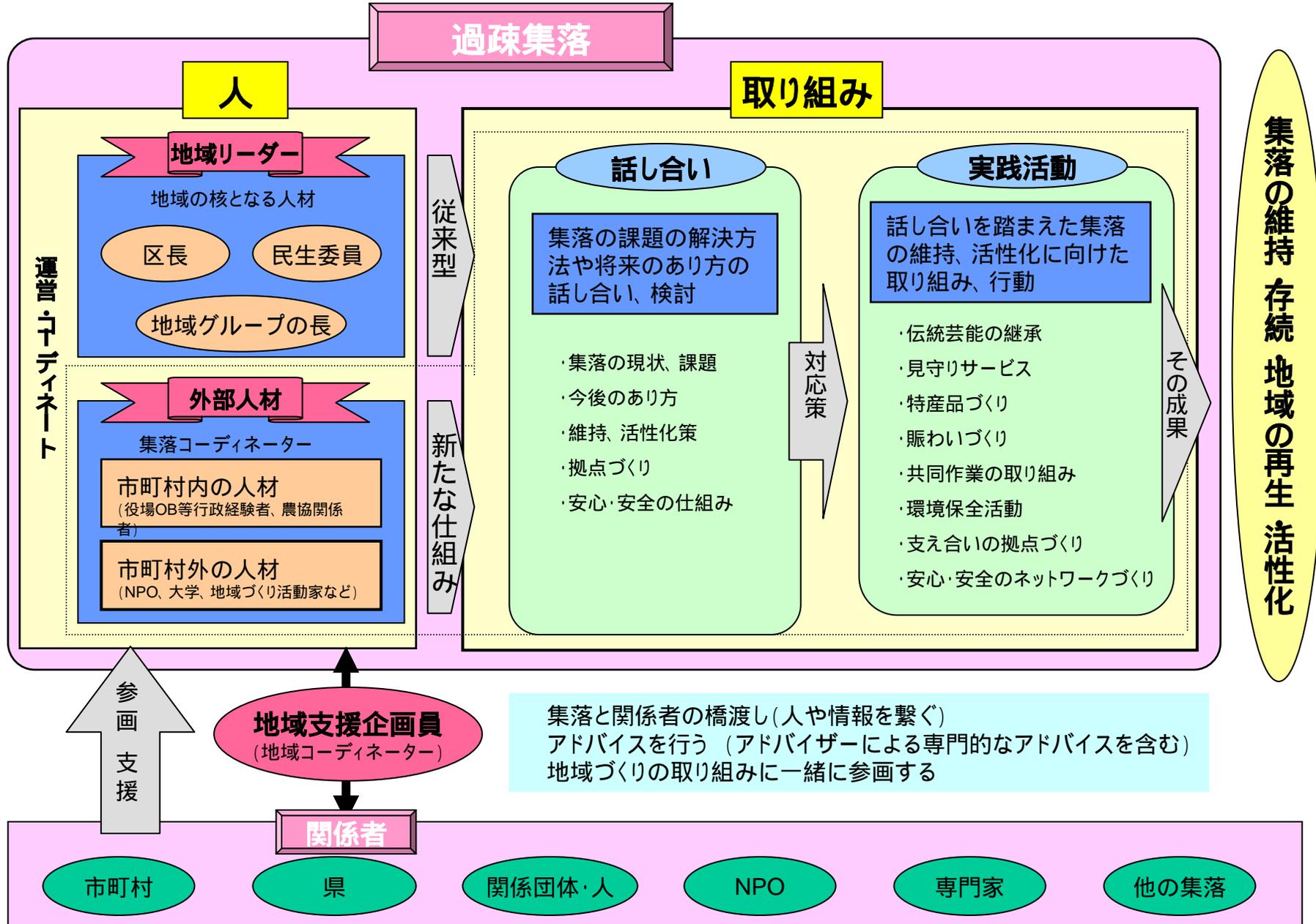
過疎集落の生活を維持するための「ハード事業」支援への規制緩和

移動販売、移動手段の確保など、中山間地域の過疎集落等の生活を維持していくため取り組みに対する、「ハード支援」などの規制緩和

県や市町村が「生活を維持する」ための活動を推進する交付金制度の創設

生活基盤、情報通信、医療基盤など、緊急かつ広範囲で取り組まなければならない施策に対する交付制度の創設

過疎集落の維持・再生に向けた人材導入のイメージ



過疎集落の生活を維持するための県独自の取り組み

生活支援総合事業

地域内での生活物資の購入や移動手段の確保、日常生活に欠かせない水の確保など、高齢者等の日常生活を支える仕組みづくりを支援する。(補助事業予算額 200,000千円)

市町村等が主体となって実施する生活環境を整えるための仕組みづくりに対し助成を行う。

補助対象事業：下記メニューに基づき、地域の実情にあった仕組みづくりを進めるためのハード、ソフト事業
補助率：2/3

ア.生活支援事業

事業の内容

(1)食料品等の日常生活用品を確保する仕組みづくり

補助対象事業

食料品など生活物資を確保する仕組みづくりのための調査・検討等、移動販売等に使用する車両などの整備、地域内で生活物資を確保するための店舗の整備、既存の移動販売を継続させるための取り組みや移動販売等を補完する住民同士の支え合いの仕組みづくりなど

補助対象経費

調査・検討・広報・試行等、車両購入、店舗整備、その他、仕組みづくりに必要な経費

(2)移動手段を確保する仕組みづくり

補助対象事業

移動手段を確保する仕組みづくりのための調査・検討等、地域住民の利便性を向上させるために必要な車両などの整備

補助対象経費

調査・検討・周知広報・試行等、車両購入、その他、仕組みづくりに必要な経費

(3)生活用水を確保する仕組みづくり

補助対象事業

飲料水等を確保する仕組みの調査・検討など、地域の実情に合わせた簡易な方法の給水施設等の整備 既存施設の補修、管理の利便性を上げるための整備

但し、既存の水道事業、簡易水道事業及び、国庫補助事業の対象にならないもので、緊急を要し、個人又は集落等が管理運営する給水施設の整備のみを事業の対象とする。

補助対象経費

調査・検討等、施設整備・補修等、その他、仕組みづくりに必要な経費

イ.その他、知事が必要と認める事業

地域住民の生活を支援するために緊急を要し、特に知事が必要と認める取り組みに対して支援する

4. まとめ(集落対策の考え方)

国が過疎集落の支援に関与する理由

ナショナルミニマム(国が国民に対して保障する最低限の生活水準)を確保するのが、国の責務である。

- ・都市部と過疎地域の生活における格差を是正する必要がある。
- ・過疎地域に人がいる限り、最低限の生活を維持・保障する必要がある。

過疎地域は、「水や食料の供給」、「洪水などの自然災害の防止」、「森林による地球温暖化防止」などの重要な役割を担っている。

過疎地域には、豊かな自然や文化、歴史などが多く残され、こうした資源は、後世に引き継いでいかなければならない。

- ・都市部の人々を含め、国民全体が恩恵を受けている国民共有のものであり、引き続き地域に住み続け、守っていかなければならない。



人々が生活できる環境を維持していくために、国、県、市町村は、一丸となって、過疎集落を再生・活性化していかなければならない。

過疎集落の対策のポイント

ナショナルミニマムの確保に向けた生活環境の改善

条件不利を是正し、一定の生活水準を確保するための対策

(例えば・・・水、生活物資の確保、道路、交通手段、情報等の生活基盤などの対策)

地域の自立に向けた住民の主体的、自主的な活動の推進

都市にない、それぞれの地域の強みを活かした個性的な取り組みの推進

両面での対策が必要

国だけの責任で進めるのではなく、都道府県、市町村、地域住民、民間すべての関わりが必要。

集落対策を進めるうえでの国、都道府県、市町村、住民等の役割分担

行政

国

全体的な方向性の決定、大きな政策の立案。
(法律、制度、規制緩和)
財政負担
(特に、国として携わるべき「国民の生命、財産を守る」、
「最低限の生活の維持」の関するもの)

ナショナルミニマムの確保

都道府県

国と基礎自治体の橋渡し(地域の実情を国に伝える、
国の政策や施策を市町村や住民に伝える)
県としての方向性を決める、政策を立てる
市町村のサポート
財政負担(県として責務を負う部分。国に準じて負担)

国と基礎自治体との間の
パイフ役

重要な役割

市町村

集落にとって、一番身近な行政(基礎自治体)
地域住民の主体的、自主的な活動のサポート、環境
づくり、コーディネート(一緒になって取り組む)
地域の在り方について政策を立てる
財政負担(市町村として責務を負う部分)

地域住民の主体的、自主的
な活動の推進

過疎集落

地域づくり活動の主役(住民主導)
・地域の自立に向け
将来像について考える。
地域の主体的な行動を起こす。

支援
連携

民間

- ・NPO・・・地域づくりへの参画
- ・大学・・・ノウハウ、人材の提供
- ・企業・・・地域貢献、資金支援